

訪問介護利用契約書

____様(以下「利用者」という。)と、社会福祉法人明照会が経営するあそか苑訪問介護事業所(以下「事業所」という。)とは、利用者が事業所から提供される訪問介護サービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、重要事項説明書内容を承諾し、次のとおり契約(以下「本契約」という。)を締結します。

第1条(契約の目的)

- 1 事業所は、介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその居宅において、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、第4条及び第5条に定める訪問介護サービスを提供します。
- 2 事業所が利用者に対して実施する訪問介護サービス内容、利用日、利用時間、契約期間、費用等の事項(以下「訪問介護計画等」という。)は、別紙『(サービス利用票)等』に定めるとおりとします。

第2条(契約期間)

- 1 本契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。ただし、契約期間満了以前に利用者が要介護度状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が変更された場合には、変更の要介護認定期間の満了日をもって契約期間満了日とします。
- 2 契約期間満了の7日前までに利用者からの文書によって契約終了の申し入れ(更新の拒絶)がない場合には、本契約は自動的に同じ条件で更新されるもとし、以後も同様とします。
- 3 前項によって、本契約が自動更新された場合には、更新後の契約期間は期間満了日の翌日から更新後の要介護度有効期間の満了日とします。

この更新後における契約期間中に要介護状態区分の変更があった場合、契約期間は、第1項但書と同様の取り扱いとします。

第3条(訪問介護計画等の決定・変更)

- 1 事業所は、利用者に係わる居宅サービス計画(ケアプラン)が作成されている場合には、それに沿って利用者の訪問介護計画等を作成するものとします。

- 2 事業所は、利用者に係わる居宅サービス計画が作成されていない場合でも、訪問介護計画等の作成を行ないます。その場合に、事業所は、利用者に対して居宅介護支援事業者を紹介する等、居宅サービス計画作成のために必要な支援を行なうものとしします。
- 3 事業所は、訪問介護計画等について、利用者及びその家族に対して説明し、同意を得た上で決定するものとしします。
- 4 事業所は、利用者に係わる居宅サービス計画が変更された場合、又は利用者若しくはその家族等の要請に応じて、訪問介護計画等について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、訪問介護計画等の変更の必要があると認められた場合には、利用者及びその家族等と協議して、訪問介護計画等を変更するものとしします。
- 5 事業所は、訪問介護計画等を変更した場合には、利用者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとしします。

第4条(介護保険給付対象サービス)

事業所は、介護保険給付対象サービスとして、利用者の居宅に訪問介護員等を派遣し、利用者に対して入浴・排泄・食事等の介護、調理・洗濯・掃除・買い物等の家事援助その他日常生活上の世話を提供するものとしします。

第5条(介護保険給付対象外のサービス)

- 1 事業所は利用者との合意に基づき、介護保険給付対象外サービスとして、介護保険給付の支給限度額を超えて利用する訪問介護サービスを提供するものとしします。
- 2 前項の他、事業所は利用者との合意によって、介護保険給付対象外のサービスとして、訪問介護サービスにおいて日常生活上通常 必要となるサービスを提供するものとしします。
- 3 前2項のサービスについて、その利用料金は利用者が負担するものとしします。
- 4 事業所は、第1項及び第2項で定める各種のサービスの提供について、必要に応じて利用者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとしします。

第6条(訪問介護員等の交替等)

- 1 本契約において「訪問介護員等」とは、所定の研修を受けた上で訪問介護事業に従事し、介護・家事援助及び相談助言等を行う専門職員をいうものとしします。
- 2 本契約において「サービス従事者」とは訪問介護員等、保健師、看護師、ソーシャルワーカー

等、事業所が訪問介護サービスを提供するために使用する者をいうものとします。

- 3 利用者は、選任された訪問介護員等の交替を希望する場合には、当該訪問介護員等が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業所に対して訪問介護員等の交替を申し出ることができます。
- 4 事業所は訪問介護員等の交替により、利用者及びその家族に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

第 7 条(サービスの実施)

- 1 利用者は第 4 条及び第 5 条で定められたサービス以外の業務を事業所に依頼することはできません。
- 2 訪問介護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業所が行ないます。但し、事業所は訪問介護サービスの実施にあたって利用者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。
- 3 利用者は、訪問介護サービスの実施のために必要な備品等(水道・ガス・電気を含む)を無償で提供し、訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等の使用を許諾するものとします。

第 8 条(サービス利用料金の支払い)

- 1 事業所は、利用者が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、利用者が居宅介護サービス費として市町村から給付を受ける額(以下介護保険給付額という。)の限度において、利用者に代わって市町村から支払いを受けます。
- 2 利用者は、第 4 条に定めるサービスについて、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付費額を差し引いた差額分(自己負担分:1 割か 2 割または 3 割のいずれか)を事業所に支払うものとします。
但し、利用者がいまだ要介護認定を受けていない場合及び居宅サービス計画が作成されていない場合には、要介護認定を受けた時点でお支払い頂きます。
- 3 第 5 条第 1 項及び第 2 項に定めるサービスについては、利用者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業所に支払うものとします。
- 4 前項の他、利用者は、通常のサービス提供実施地域以外の地域の居宅におけるサービスの提供を受ける場合には、交通費実費相当額を事業所に支払うものとします。
- 5 前 4 項に定めるサービス利用料金は 1 ヶ月ごとに計算し、現金または、これを翌月 26 日(但し、金融機関が休みの場合は翌営業日)に指定の金融機関から引き落としするものとする。

第 9 条(利用の中止、変更、追加)

- 1 利用者は、利用期日前において、訪問介護サービスの利用を中止、変更、又は新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに申し出るものとします。
- 2 利用者が、利用当日に利用の中止を申し出た場合は、重要事項に定める所定の取り消し料を事業所にお支払い頂く場合があります。
但し、利用者の体調不良など正当な事由がある場合は、この限りではありません。
- 3 事業所は、第 1 項に基づく利用者からのサービスの利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員等の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日を利用者に提示して協議するものとします。

第 10 条(サービス内容の変更)

- 1 事業所は、サービス利用当日、利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更をすることができるものとします。
- 2 前項の場合に、事業所は所定のサービス利用料金を請求できるものとします。

第 11 条(利用料金の変更)

- 1 第 8 条第 1 項及び第 2 項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業所は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。
- 2 第 8 条第 3 項及び第 4 項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業所は利用者に対して、変更を行う日の 2 ヶ月前までに説明をした上で当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。

第 12 条(サービス従事者の義務)

- 1 事業所及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
- 2 事業所は、サービス実施日において、訪問介護員等により利用者の体調・健康状態からみて必要な場合には、利用者またはその家族等からの聴取・確認の上で訪問介護サービスを実施するものとします。

- 3 事業所は、サービスの提供にあたって、緊急時の連絡先として主治医を確認するなど、医師・医療機関への連絡体制の確保に努めるものとします。
- 4 事業所は、利用者に対する訪問介護サービスの実施について記録を作成し、それを5年間保管し、利用者又は代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、又はその複写物を交付するものとします。複写に要する費用は利用者負担となります。

第13条(守秘義務等)

- 1 事業所、サービス従事者又は従業員は、訪問介護サービスを提供する上で、知り得た利用者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約の終了した後も継続します。
- 2 事業所は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 前2項にかかわらず、利用者に係わる他の居宅介護支援事業者等との連携を図る等正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、利用者又はその家族等の個人情報をを用いることができるものとします。
- 4 前3項にかかわらず、虐待を受けたと思われる利用者等を発見した場合は、義務により市町に通報します。

第14条(連帯保証人)

- 1 利用者には、利用料金滞納があった場合に備えて、債務の保証人として連帯保証人を定めていただきます。
- 2 連帯保証人は、本契約に基づく一切の債務につき、連帯してその履行の責任を負います。負担額は、極度額100万円を限度とします。
- 3 連帯保証人からの請求があった場合には、連帯保証人の方に利用料等の支払状況、滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供します。
- 4 連帯保証人がその責任を果たすことが困難な場合は、新たに別の連帯保証人を定めていただきます。

第15条(訪問介護員等の禁止行為)

訪問介護員等は、利用者に関する訪問介護サービスの提供にあたって、次の各号に該当する

行為を行いません。

- (1) 医療行為
- (2) 利用者もしくはその家族等からの金品の授受(お茶の提供)
- (3) 利用者の家族等に対するサービスの提供
- (4) 訪問先での飲酒及び喫煙
- (5) 利用者もしくはその家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動
- (6) その他利用者もしくはその家族等に行なう迷惑行為

第 16 条(損害賠償責任)

- 1 事業所は、契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。ただし、利用者の故意または過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償責任を減じることができるものとします。
- 2 事業所は、民間企業の提供する損害賠償責任保険に加入しています。
前項規定の賠償に相当する可能性がある場合は、契約者又はご家族の方に当該保険の調査等の手続きにご協力頂く場合があります。

第 17 条(損害賠償がなされない場合)

事業所は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業所は損害賠償責任を免れます。

- (1) 利用者(その家族も含む)が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- (2) 利用者(その家族も含む)が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- (3) 利用者の急激な体調の変化等、事業所の実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合
- (4) 利用者が、事業所もしくはサービス従事者の指示等に反して行った行為に専ら起因して損害が生じた場合

第 18 条(事業所の責任によらない事由によるサービス実施不能)

- 1 事業所は、本契約の期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。
- 2 前項の場合に事業所は、利用者に対して、既に実施したサービスについては、所定のサービス利用料金の支払いを請求できるものとします。

第 19 条(契約の終了事由、契約終了に伴う援助)

- 1 利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業所が提供するサービスを利用することができるものとします。
 - (1)利用者が死亡した場合
 - (2)要介護認定又は要支援認定により利用者の心身の状況が要支援又は自立と判定された場合
 - (3)事業所が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
 - (4)事業所の過失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
 - (5)事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
 - (6)第 20 条から第 22 条に本契約が解約又は解除された場合
- 2 事業所は、前項第 1 号を除く各号により本契約が終了する場合には、利用者の心身の状況、置かれている環境を勘案し、必要な援助を行なうよう努めるものとします。

第 20 条(利用者からの中途解約)

- 1 利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、利用者は契約終了を希望する日の 7 日前までに事業所に通知するものとします。
- 2 利用者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。
 - (1)利用者が入院した場合
 - (2)利用者に係わる居宅サービス計画(ケアプラン)が変更された場合

第 21 条(利用者からの契約解除)

利用者は、事業所もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行なった場合に

は、本契約を解約することができます。

- (1) 事業所もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
- (2) 事業所もしくはサービス従事者が第 13 条に定める守秘義務に違反した場合
- (3) 事業所もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者もしくはその家族等の身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、ハラスメント行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

第 22 条(事業所からの契約解除)

事業所は、契約者が以下の事項に該当する場合には本契約を解除することができます。

- (1) 契約者が契約締結時に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知などを行ない、その結果、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (2) 利用者による第 8 条第 1 項から第 4 項に定めるサービス利用料金の支払いが 3 ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催促にもかかわらずこれが支払われない場合
- (3) 契約者が、故意又は重大な過失により事業所もしくはサービス従事者の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、ハラスメント行為を行なうことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (4) 利用者の行動がほかの利用者やサービス従事者の生命、身体、毛公に重大な影響を及ぼす恐れがあり、あるいは、利用者が重大な自傷行為を繰り返すなど、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

第 23 条(契約の一部が解約また解除された場合における関連条項の失効)

第 20 条から 22 条により、本契約の一部が解約、また解除された場合には、当該サービスに関わる条項はその効力を失うものとします。

第 24 条(清算)

第 19 条第 1 項第 2 号から第 6 号により本契約が終了した場合において、利用者がすでに実施されたサービスに対する利用料金支払い義務その他事業所に対する義務を負担しているときは、契約終了日から 1 週間以内に清算するものとします。

第 25 条(利用当事者の変更)

利用者は、契約の有効期間中に心神喪失その他の事由により、判断能力を失った場合に備えて、利用者の家族である下記の者を代理人と定め、本契約書における利用者の権利義務に関わる事務処理などについて、これを委任することに改めて同意いたします。

記

住所 _____

氏名 _____

連絡先 _____

利用者との関係 _____

第 26 条(苦情処理)

事業所はその提供したサービスに関する利用者からの苦情に対して、苦情を受け付ける受付担当者及び苦情解決責任者を選任して、適切に対応するものとします。苦情受付担当者、および苦情解決責任者については、重要事項説明書に記載されているものを同じとします。

第 27 条(協議事項)

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業所は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

本契約を証するため、本書 2 通を作成し、利用者、事業所、立会人が署名捺印の上、各 1 通を保有するものとします。

年 月 日

事業者

伊丹市中野西 1 丁目 18 番地

社会福祉法人 明照会

理事長 善部 修 印

事業所

伊丹市瑞穂町 6 丁目 46 番地

あそか苑訪問介護事業所

利用者

住 所 _____

氏 名 _____ 印

連帯保証人

住 所 _____

氏 名 _____ 印

(利用者との関係)

利用者は、署名ができないため、利用者本人の意思を確認のうえ、私が利用者に代わって、その署名を代行します。

署名代行者

住 所 _____

氏 名 _____ 印